

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和6年度第2回水戸市三の丸市民センター運営審議会
- 2 開催日時 令和7年2月26日（水）午前10時00分から11時20分まで
- 3 開催場所 水戸市三の丸市民センター
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
浅野利光, 岡田浩, 池田清美, 関幹生, 岩田純子
 - (2) 執行機関
浅川勝彦, 小林久美子
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 令和6年度三の丸市民センター利用状況及び事業報告について (公開)
 - (2) 令和7年度三の丸市民センター定期講座について (公開)
 - (3) その他 (公開)
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数
0名
- 8 会議資料の名称
令和6年度第2回水戸市三の丸市民センター運営審議会

9 発言内容

執行機関

本日は大変お忙しい中、令和6年度第2回水戸市三の丸市民センター運営審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

はじめに、運営審議会の概要について説明いたします。

お手元の一枚ものの資料を御覧ください。水戸市市民センター条例の一部を抜粋したものでございます。市民センターの設置目的として第2条に「市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため設置する。」と定めがございます。本審議会につきましては、水戸市市民センター条例第10条に基づき市長又は市教育委員会の諮問に応じて審議するため、市民センターごとに置かれ、市の附属機関の会議として議事録作成し、公表される会議ですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、水戸市三の丸市民センター運営審議会を始めさせていただきます。

本日は、会長が選出されるまでの間、事務局にて進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

はじめに、本日の出席状況を報告いたします。

水戸市市民センター条例第12条第2項の規定により、本審議会は「委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、6名の委員のうち5名の方が出席されておりますので、本会は成立しております。

それでは、次に、条例第12条第1項の規定により「会長は、会議の議長となる。」とありますので、以降の進行は委員にお願いいたします。

委員、よろしくお願ひいたします。

議長

議事に入る前に、議事録署名人を私から御指名させていただきます。委員、委員お願ひいたします。

協議に移ります。次第に基づき進めてまいります。

次第の3協議 (1) 令和6年度三の丸市民センター利用状況及び事業報告について、事務局より説明をお願いします。

執行機関

(資料に基づき、(1) 令和6年度三の丸市民センター利用状況及び事業報告について説明。)

議長

ただいま、御説明がありました。何か御質問御意見がありますか。

特になければ(1)について承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、(2) 令和7年度三の丸市民センター定期講座について、事務局より説明をお願いします。

執行機関

(資料に基づき、(2) 令和7年度三の丸市民センター定期講座について説明。)

議長

ただいま、御説明がありました。私から確認させてください。定期講座の中には利

用人数の記載がないクラブがありますが、募集をかけても登録者数がない場合は講座をどのように扱っていますか。

執行機関

募集をかけて定員に満たない場合もしくは人数が集まらず活動ができない場合

は、休講とすることも考えられます。

委員 最低何人から講座を開講することができますか。

執行機関 基本的には10人を目安としています。

議長 登録者数が10人を満たないクラブが散見されますが、10人集まらなければ講座が行えないということですか。

執行機関 登録者から年会費を御負担いただいて活動しますので、仮に2～3人ですと、材料費や講師への謝礼金などの支出する財源が確保できない可能性があります。市民センター運営資料の手引きの中に「定期講座はおおむね10人程度」との記載があります。10人を下回ると年間通じての活動が難しくなる場合がありますので、休講も考えざるを得ないと考えられます。募集をかける前に、市民の皆様のニーズがあるのか、時代に合った内容なのかどうかなどを検討することとなっております。

議長 10人を満たないような人数の少ないクラブは、定期講座ではなく自分たちで団体を作って市民センターを利用することができたと思います。

執行機関 募集をかけても人数が集まらない場合、すぐに定期講座をやめていただくのではなく、徐々にサークルへ移行していただくよう各クラブには説明させていただいております。

委員 講座は月3回まで出来ますか。

執行機関 原則月2回までとしておりますが、これまでの経緯を踏まえ3回のクラブもあります。

委員 サークルも月に何回までと回数に決まりはありますか。

執行機関 やはり、原則月2回までとなっておりますが、使用する月に2回使用した時点で部屋が空いていれば、手続きのうえ1回を限度として許可しています。

議長 わかりました。特になければ(2)について承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、(3)その他について、事務局より説明をお願いします。

執行機関 (資料に基づき、(3)その他 ① 一般教養講座(教室)からサークル(自主活動)への移行について説明。)

議長 ただいま、御説明がありました。何か御質問御意見がありますか。

委員 パン作り教室は過去に参加していましたが、講師の方や内容が好評でいつも定員を満たしていました。

委員 講師への報償費は公費から支出されたのですか。

執行機関 年6回のうち、前半の3回は一般教養講座として公費から支出し、後半の3回は自主活動として参加者の会費から報償費として支出しました。

委員 パン作り教室で公費支出されていた報償費は、他の一般教養講座の報償費に予算付けされますか。

執行機関 予算成立後、年度初めに市担当課から当初予算が配分されますので、その範囲内でどの一般教養講座に充てていくか、よく精査していきたいと考えております。

また、市から新しい教養講座の開講に向けて検討するよう指示もありますので、サークルへの移行は随時検討してまいります。

委員 資料9ページの表に、定員30人に対して募集5人とはどういう意味ですか。

執行機関 30名の定員に対して継続希望者が25名おりますので、5名の方を新規に募集いたします。

議長 わかりました。特になければ(3) その他 ② 水戸市市民センター施設予約管理システムの開始について、事務局より説明をお願いします。

執行機関 (資料に基づき、(3) その他 ② 水戸市市民センター施設予約管理システムの開始について説明。)

議長 ただいま、御説明がありました。何か御質問御意見がありますか。

委員 抽選申込みができるのは、3月1日とした場合、5月利用分でよろしいですか。

執行機関 はい。利用希望月の2か月前の1日から月末まで抽選申込みが可能です。

委員 3月2日は4月の空いている部屋を予約操作するということによろしいですか。

執行機関 はい。そのとおりです。

委員 予約は先着順ですか。

執行機関 先着順となります。三の丸市民センターの場合、駐車場が手狭であることから、10の部屋を全室貸し出すことはいたしておりません。今後、予約状況を見ながら承認・否認の判断をまいります。

委員 オンラインになると、土日関係なく1日付けで抽選結果が発表になりますか。

執行機関 1日午前9時に抽選で当選された団体は、一両日中に予約リクエストの操作をしていただかないと、翌日2日には当選枠はなくなり、他の団体からの予約リクエストが可能となります。

委員 コミュニティ室は予約システムの対象にはなりませんか。

執行機関 コミュニティ室は地区会や関係団体の皆様が御利用になる部屋なので対象にはなりません。

また、地区会や関係団体の皆様の施設予約は優先してまいりますので、2か月前の予定を確認させていただいております。

議長 オンライン予約システムにすれば管理上よくなるのでしょうか。

執行機関 利用者の皆様におかれましては、窓口にも何度も足を運ばなくて済むという利点があると考えられます。

また、次年度から五軒市民センターの移転に伴い、隣接地区の三の丸市民センターの利用を検討される団体が増えるものと想定されます。

議長 わかりました。特になければ(3) その他 ③ 三の丸市民センターにおける消耗品費及び印刷費等の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

執行機関 (資料に基づき、(3) その他 ③ 三の丸市民センターにおける消耗品費及び印刷費等の取扱いについて説明。)

議長 ただいま、御説明がありました。私から確認させてください。地区会の予算には市民センターの事務費のような消耗品費は含まれていますか。

執行機関 はい。予算措置させていただいております。

議長 関係団体には、オフセット印刷機で使用した枚数分を換算した金額を市民センターに預けるということによろしいですか。

執行機関 お預かりした金額からオフセット印刷機のインク代及びマスター代等に充当させていただきたいと考えております。金額相当分の消耗品を物品としていただくことも検討しておりますが、インク代やマスター代は、一団体に換算した金額より単価が高いので、関係団体の皆様からお預かりした金額を取りまとめて充当したいと考えております。

委員 インク 1 本あたり何枚印刷できますか。

執行機関 オフセット印刷機の標準設定の場合、インク 1 本あたり 4,000 枚～5,000 枚印刷可能と伺っております。

委員 仮に半分の 2,000 枚印刷したとすれば、インク 1 本あたりの単価の半額を預ければよいのではないのでしょうか。

執行機関 オフセット印刷機のメーカーから印刷料金について伺ったところ、印刷すればするほど、印刷単価が下がる仕組みとなっており、印刷枚数が少ないほど、単価が高くなります。この度、料金表を作成しましたので、関係団体に印刷した枚数に応じた金額を提示させていただきたいと考えております。

委員 細かい料金設定になるのであれば、何枚から何枚までは定額料金にやらしてもいいのではないのでしょうか。

執行機関 関係団体の皆様には、印刷枚数に単価計算させていただいた金額を御提示させていただきたいと考えております。

委員 これまで定額の料金を市民センターに預けていた関係団体は今後どうなりますか。

執行機関 これまでは定額の料金をお預かりしていた関係団体もありましたが、これからは印刷枚数に応じた金額をお預かりするかたちで、あらためて御相談をさせていただきたいと考えております。

委員 2～3 枚のコピーであってもオフセット印刷機で印刷するのでしょうか。

執行機関 オフセット印刷機での印刷をお願いしております。事務所内のコピー機は公費負担となっております。

議長 枚数の少ない印刷は、地区会の予算にある市民センターの事務費で問題ないのではないのでしょうか。

執行機関 関係団体の皆様には、オフセット印刷機を御利用いただくのですが、センター主催事業の場合、定期講座でコピーが必要となったときは、事務所内のコピー機で印刷しております。

委員 年度末決算のタイミングで印刷した金額を預けるのか、それとも、例えば暦年で 1 月から 12 月の期間で区切って印刷した金額を預けるのか、時期を検討してはどうでしょうか。

執行機関 どのタイミングで金額を御提示するかについては、よく検討していきたいと考えております。

議長 枚数については、きちんとデータが記録されているかと思っておりますので、印刷枚数相応の金額を市民センターで預るのであれば、地区会や関係団体に納得できるかたちで伝えてほしいと思います。

執行機関 一つのオフセット印刷機を地区会や関係団体が利用されておりますので、印刷枚数をきちんと提示して不公平感のないようにしてまいります。

議長 最後に、運営審議会は会議録を調整して公表することになっているのですが、過去2回分の作成がなされておられません。

執行機関 配付資料の一部訂正をはじめ、会議録の調整が遅れております。お時間を頂戴することとなり、御迷惑をお掛けし申し訳ありません。

議長 運営審議会としましては由々しき事態でありますので、早急に調整を進めていただきたいです。ほかになれば、以上で協議を終了いたします。